

各府立学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 前川 明範

### 教職員の服務規律の確保について（通達）

教職員の服務規律の確保については、かねてから機会あるごとに注意を喚起しているところである。

この度、冬季休業日を控えて、教職員一人一人が、全体の奉仕者としての公務員の責務を十分自覚し、児童生徒、保護者及び府民の教育に寄せる信頼を損なうことのないよう、校長は下記事項に注意の上、所属教職員の勤務状況を十分に把握し適切に指導されたい。

併せて、校内研修等において、「京都府公立学校教職員コンプライアンスハンドブック」記載の「コンプライアンス・チェックシート」や「体罰防止の手引き～体罰の根絶に向けて～」、「教職員による性暴力等の根絶に向けて」の参考資料「不祥事防止チェックシート」を活用するなどにより、所属教職員のコンプライアンス意識の向上に引き続き努められたい。

### 記

#### 1 勤務時間の適正な管理

- (1) 公教育に課せられた使命と責任を全うすべき教職員を指導する立場にあることを一層自覚すること。
- (2) 教職員の長時間勤務による健康障害の発生を未然に防止するため、勤務時間外における業務の状況などを適切に把握すること。
- (3) 各教職員が業務遂行に伴う疲労や心理的負荷等を過度に蓄積し、心身の健康を損なうことがないように注意すること。
- (4) 法令、条例等に則り、始業・終業時刻、休暇取得状況等の実態を把握し、出退勤時刻記録システムや出勤簿を適切に管理するなど各教職員の適正な勤務時間管理の徹底を図ること。
- (5) 特に、「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を踏まえ、校長の責務として、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させないとともに、教育職員の長時間勤務の是正に向けた取組を一層進めること。

#### (参考)

- 「時間外勤務の縮減等による教職員の総実勤務時間の短縮について」  
(令和 6 年 4 月 1 日付け 6 教企第 153 号京都府教育委員会教育長通達)
- 「職員の給与等に関する条例」  
(令和 2 年 4 月 1 日一部改正)
- 「府立の高等学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」  
(令和 2 年 3 月 23 日付け京都府教育委員会規則第 2 号)
- 「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」  
(令和 2 年 4 月 1 日改訂)
- 「『教職員の働き方改革実行計画』の改定について」

(令和3年3月16日付け3教企第139号京都府教育委員会教育長通知)

- 「京都府立学校教職員出退勤時刻記録システム実施要項等の一部改正について」  
(令和3年5月14日付け3教企第250号京都府教育委員会教育長通知)等

## 2 教職員の健康管理

- (1) メンタルヘルス対策を含む教職員の健康管理は、教職員が、心身の疲労を蓄積することなく、高い志気を持って公務を効率的かつ的確に提供するとともに、家庭等において充実した時間を持ち生活を豊かにしていくため、極めて重要な課題であることを認識すること。
- (2) 必要に応じて面談等を行い、教職員の心身の健康状態の把握に努めるとともに、職場環境の改善等によりストレス除去に努め、組織的に対応すること。
- (3) 新規採用者や人事異動で職場環境が変化した教職員に対してのケアに努めるとともに、教職員が一人で問題を抱え込まないよう学校全体で対処すること。

(参考)

- 「教職員の心の健康問題に関わる対応と職場復帰支援の手引き」  
(令和2年4月14日付け2教企第237号京都府教育委員会教育長通知)
- 「こころのサイン見逃さないで」リーフレット(令和2年4月)等

## 3 休暇等に係る適正な手続

- (1) 服務については、京都府立学校職員服務規程(平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号。以下「服務規程」という。)に定めるところにより、適正な手続をとること。
- (2) 勤務場所を離れて行う研修については、服務規程第6条の規定に則って、事前の研修承認手続及びその変更手続並びに事後の報告手続を厳正に履行しつつ、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条及び第22条の規定の趣旨を十分に踏まえたものとする。
- (3) 休暇等については、その制度の趣旨に則って適切に運用・管理を行い、承認に当たっては、十分な事実確認に基づいて行うとともに、教職員の年次休暇については、年間を通じて少なくとも5日以上 of 計画的な取得の更なる促進に努めること。

## 4 ハラスメントの防止

- (1) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント(以下、ハラスメントという。)が被害者一人一人の尊厳と人格を侵害し、勤務・学習環境に悪影響を与える絶対に許されない行為であるという認識に立ち、教職員がその職務に専念でき、児童生徒が安心して学習・生活を行える勤務・学習環境の確保に努めること。
- (2) 児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に定義される「児童生徒性暴力等」に該当し得る行為であり、児童生徒、保護者及び府民の公教育に寄せる信頼と期待を裏切り、職の信用を著しく失墜させるものであるという観点に立って、冬季休業期間中に計画されている学校行事、部活動指導等の状況も十分に踏まえながら、ハラスメントの防止に向けた取組を強めること。

また、教職員の親しみ等を表した発言や身体接触等により、児童生徒を不快にさせる事象が発生しており、行為者自身の目的や感情がどうであれ、「相手を不快にさせる性的な言動」がセクシュアル・ハラスメントにあたるということを改めて全ての教

職員に認識させること。

- (3) 教職員と生徒との安易なメールやSNSのやりとりが発端となって発生しているセクシュアル・ハラスメント等の事象が多く見受けられるため、たとえ校務や業務のためであっても、教職員が生徒とメールやSNSでやりとりすることを原則として禁止すること。
- (4) 教職員に対するハラスメントについては、教職員の勤務意欲を減退させ、ひいてはメンタルヘルスの不調を生じさせる要因の一つとなり得ることから、「京都府立学校ハラスメントの防止等に関する要綱」等を踏まえ、指導等に当たっては十分留意すること。
- (5) ハラスメントの事象が生じた場合には、被害者の救済を最優先とした組織的な対応を図るとともに、正確かつ迅速な事実確認、関係機関への報告を行い、再発防止に向けた学校体制の構築を図ること。

(参考)

- 「懲戒処分の基準」の一部改正について  
(令和6年4月25日付け6教人第233号京都府教育委員会教育長通知)
- 「教職員による性暴力等の根絶に向けて」  
(令和6年4月25日付け6教人第234号京都府教育委員会教職員人事課長通知)
- 「パワハラのない職場を」リーフレット(令和2年8月)
- 「京都府立学校ハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正について」  
(令和4年9月30日付け4教企第440号京都府教育委員会教育長通知)
- 「教職員と生徒とのSNS等によるやりとりの禁止について」  
(平成29年8月4日付け9教人第205号京都府教育委員会教育長通知)

## 5 体罰の防止

児童生徒への懲戒に際しては、一人一人の状況を十分に考慮し、その措置が教育的効果を持つものとなるよう配慮するとともに、体罰については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第11条の規定により禁止された違法な行為であり、また、教職員による児童生徒へのパワー・ハラスメントの最たるものであるという強い認識に立って、改めて防止の徹底を期すこと。

(参考)

- 「体罰防止の手引き～体罰の根絶に向けて～」  
(平成25年4月26日付け5教学第493号京都府教育委員会教育長送付)

## 6 公文書等の適切な管理

- (1) 公文書、記憶媒体等の管理について認識を新たにし、当該公文書等の改ざん・紛失等により府民の信頼を損なうことのないように十分注意するとともに、児童生徒等の個人情報保護を図ること。
- (2) 公文書、記録媒体等を入れたバッグ、パソコン等を自家用車内等に放置したり、児童生徒の個人情報等を校長の許可なく校外へ持ち出すなどのことがないよう、その管理方法について、改めて注意を徹底すること。
- (3) SNS(Facebook、LINE等のソーシャルネットワークサービス)等の利用に際しては、児童生徒の個人情報を掲載したり、不適切な内容を発信したりすることなどがないよう徹底すること。

## 7 交通事故等の防止

- (1) 年末年始における交通混雑期を迎え、車両を運転するときは、児童生徒の交通安全教育を推進すべき使命を十分自覚するとともに、体調管理にも配慮しながら、公私を問わず常に交通法規を守り、交通事故の防止に万全を期すよう徹底すること。
- (2) 飲酒運転、無免許運転、ひき逃げ等の悪質な行為については、児童生徒の教育に重大な悪影響を与えるものであり、断じて許されるべきものではないことを踏まえ、飲酒運転の根絶はもとより、事故防止等のための取組を一層推進する等その徹底を図ること。  
なお、飲酒後、たとえ時間が経過した場合であっても、身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両を運転することになれば、酒気帯び運転と判断されるものであること。また、免許の失効、停止等となった場合であっても、車両を運転することがないように注意を促すことなど、周知を図ること。
- (3) 交通事故については、刑事裁判により禁固以上の刑が確定した場合は失職することとなるほか、民事責任及び行政責任が生じることについて、周知を図るとともに、損害賠償請求訴訟が提起される事例が発生していることから、適切な任意保険に加入するよう注意を喚起すること。
- (4) 自転車の運転についても、飲酒運転はいうまでもなく、信号無視、右側通行、無灯火運転、傘さし運転、並進通行、二人乗り等といった交通違反を行わないよう、また、道路交通法の改正により、令和5年4月から自転車を利用する全ての人にはヘルメット着用が努力義務となっており、併せて周知を図ること。なお、京都府条例より、京都府内にて自転車を利用する全ての人に、自転車保険への加入が義務化されているため、適切な任意保険に加入するよう注意を喚起すること。

### (参考)

- 「教職員に係る交通事故防止の徹底について」  
(平成元年6月26日付け元教職第212号京都府教育委員会教育長通達)
- 「通勤のために自動車等を利用している教職員の自動車運転免許証の確認の徹底について」  
(平成28年9月26日付け8教職第699号京都府教育委員会教育長通知)
- 「教職員の交通事故防止の徹底について」  
(平成27年1月15日付け7教職第80号京都府教育委員会教育長通達)

## 8 不正アクセス等の防止

インターネット等への不正なアクセスをし、わいせつ動画・画像・文書を閲覧する等、勤務時間中の不適切な情報収集行為や、情報の漏えい等によって、府民の信頼を損なうことのないよう、京都府立学校情報セキュリティ対策基準等の徹底を図りつつ、校内研修等によって情報化社会のモラル向上に、引き続き努めること。

## 9 公金等の適正な取扱い

- (1) 公金等の金銭の取扱いについては、法令、規則等に基づき厳正に行い、いやしくも府民の不信を招くような処理は絶対に行わないよう徹底すること。
- (2) いわゆる学校預り金についても、支出目的や内容の審査、履行確認、支払方法など公金に準じた取扱いとし、必ず複数教職員の相互チェックが機能するようにすること。また、各教科や学年等事務部以外で管理している金銭についても金融機関を活用するなど安全・確実な方法で取り扱うよう徹底すること。

(参考)

- 「学校預り金等の会計処理の適正化について」  
(平成 27 年 12 月 1 日付け 7 教管第 549 号京都府教育委員会教育長通知)

## 10 政治的行為等の信用失墜行為の禁止

- (1) 教育職員においては、公教育に課せられた使命を十分自覚し、教育の政治的中立性を損なうことのないよう常に自覚ある教育活動を全力をあげて行うとともに、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為のないよう、勤務時間の内外を問わず常に自覚ある行動をとるよう周知すること。
- (2) 各種選挙に当たっては、地方公務員及び教育公務員に係る選挙運動等の禁止又は制限の趣旨を踏まえ、違法な行為のないようにするよう周知すること。

(参考)

- 「統一地方選挙等における教職員の服務規律の確保について」  
(令和 5 年 3 月 10 日付け 5 教企第 137 号京都府教育委員会教育長通達)
- 「衆議院議員総選挙における教職員の服務規律の確保について」  
(令和 6 年 10 月 17 日付け 6 教企第 399 号京都府教育委員会教育長通達)

## 11 業者、保護者等からの金銭收受、贈答、接待等の禁止

- (1) 業者、保護者等への対応に当たっては、職務執行とのかかわりの有無を問わず府民の疑惑を招くような行為は絶対に行わないこととし、名目のいかんにかかわらず業者、保護者等からの金銭、贈答品や接待等は、断じて受けないよう徹底すること。また、学校及び関係諸機関の間における接待や贈答品の授受等についても同様であること。  
万一、贈答品の送付があった場合は、校長に報告させた上、速やかに返送するなど、厳正に対応すること。
- (2) 教職員の職務権限の有無にかかわらず、教職員と業者、保護者等との接触状況に常に注意すること。
- (3) 教職員相互間における贈答品の授受は行わないこととし、その他虚礼の廃止を一層徹底すること。

## 12 営利企業への従事等の制限

職員の営利企業への従事等については、職務に専念する義務に影響を及ぼし、また、職務の公正な執行を妨げるおそれがあるため、勤務時間の内外を問わず原則として禁止されているので改めて徹底すること。

(参考)

- 「職員の営利企業への従事等及び兼業兼職の取扱いについて」  
(令和 2 年 8 月 6 日付け 2 教企第 384 号京都府教育委員会教育長通知)

担 当	教職員企画課服務・安全衛生係
電話番号	(075)414-5813